

「Mちゃん裁判」（一審判決）に想う

「体罰」のトラウマ―吃音者の立場からの想い―

Mちゃん裁判の判決に対する批判は前号に書きました。その中で、その傷が「軽微である」というところでの判決に対する批判についてコメントし落としました。そこに焦点をあてて書いてみます。既に、「支える会」会員から親の立場での『「Mちゃんを支える会」ニュース18号』に、「軽微である」ということに対する的確な批判がなされています。私としては、吃音者の立場での体験に引き寄せて、自分の主張にもう少し詳しく書き加えてみたいと思います。

「軽微である」というとらえ方には、日常的な「体罰」や強制的指導を否定し、防御姿勢の存在の否定というところとつながっています。日常的な「体罰」や強制的指導がなかったとする論理のひどさについては前号に指摘しました（今からとらえ返しても、原告側の主張にそった充分な立証ができていたはずで、それをとりあげなかったのは、裁判官の予断と偏見としかとらえられません）。それと同じことが防御姿勢についても言えます。すなわち、被告側から出された証拠を全面的に受け入れ、そこではせいぜい防御姿勢でない可能性があるという立証しかしていないにもかかわらず、原告側の立証をしりぞけて、「防御姿勢ではない」と判断していることです。原告側の立証をとりあげないまでも（第三者的に見れば、原告側の立証が論理性も説得力もあるはずです。）、論理的に言えばどちらとも言えないので判断を下さないということになります。しかし、実際の判決文では、「防御姿勢ではない」という判断を下し、「軽微である」という判断につながっています。そこにはあきらかな、先に結論ありきの、裁判官の予断と偏見があります。そこに障害児に対する差別的な裁判官の世界観からもたらされる、同じく差別的な障害者観をもった保母よりにはスタンスをおいた、判決へつながっています。

「体罰」のトラウマ

さて、もうひとつ押さえておかねばならないのは、たとえ、日常性や防御姿勢を否定したとしても、「軽微である」という判断がどうしてできるのかという問題です。そこには、はっきりと見える物理的外傷的な傷しかとらえない裁判官の姿勢がとらえられます。

最近、「トラウマ」という言葉が、かなり広がっています。レイプを題材にしたテレビドラマの影響でしょうか？（そのテレビドラマに対する評価はここではさておきますが）そこで、外傷的な傷は消えても、身（注1）をもって受けた傷を「精神的に」引きずっていくということが描かれていました。「トラウマ」という言葉には、外傷という意味もありますが、ここでは、心理学の用語としての「後遺症を残す衝撃」「精神的外傷」（『外来語辞典』角川書店）という意味に使われています。

「体罰」ということは、まさに、身（注1）をもって知らしめるという意図で行われています。被告が指導を仰いだことがある石井聖理論は、まさにオペラント的な条件反射付けだと色々な人から指摘されています。「体罰」はオペラント的であろうとパブロフ的な条

件反射のどちらにしても条件反射付けに違いはありません（注2）。暴力の行使によって身をもってしらせめるという構造自体が問題になります。そのことが、暴力を行使された当人にどのようなトラウマとして残って行くのかを問題にする必要があります。

判決はそのような観点をすっかり欠落させています。だから、防御姿勢がもつ意味、トラウマとしてのひとつの現れ（最低限としても、その可能性）をとらえられません。Mちゃんが、これからK保母からうけた「体罰」（注3）をトラウマとしてひきづっていくのか、それともはや消し得ているのか、消し得るのかという判断は、私にはよくないえません。しかし、次ぎに述べる私自身のそして多くの吃音者の体験をとらえ返すと、その傷の大きさがとらえられるし、そしてそのことを何らかの形でひきづっていくのではないかと、考えざるをえません。（もちろん、そのことがありつつも、裁判などを通じた新たな関係性ができる中で、「禍転じて福となる」というようなこともあるのでしょうか…）

吃音者のトラウマ

私は、差別ということで受けるダメージを、よくボクシングのパンチにたとえています（注4）。吃音者の中には、吃音者としていじめられた経験をもった人もいます。そのことは、パンチでいうとストレートやフックになぞらえることができます。

吃音者でも吃音者としていじめを受けたり、嘲笑されたり、ストレートに「早く話せ」「詰まらないで話せ」というような、ストレートやフックのようなカウンターパンチをくらうことがあります。そのような場面は、一生記憶に止まり、深層心理的にひきづっていきます（注5）。吃音者の場合は、ジャブ的なダメージが多いように想われます。それは、例えば、親や回りの人から「落ち着いて話さない」という指摘や、吃らないで話した時の「やればできるじゃないの」という励ましなどのプラスのサンクション（賞罰）が、次に吃った時に、より大きなダメージとして転化します。何も、言葉だけに限りません。子どもが吃った時に、親が顔をしかめる、その時の眉の上げ下げで、吃音児を充分傷つけ得ます。よくボクシングのでテクニシャンであるかどうかはジャブが有効に使えるかどうかだということが言われます。ジャブは相手の戦意（注4）を失わせるに有効だとされています。吃音者の少なくない人は、厭世的になって生きる気力ということを消失させます。自らが吃音者であった金鶴泳は『凍える口』（注6）という小説の中で、吃音者の登場人物が自死（注7）へ追い込まれて行く姿を描きました。人の生ということは色々な状況の中で一元的にはとらえられません。それでも敢えて極端に言えば、「吃音者を死に追いやるには眉の上げ下げだけで充分だ」という言い方ができます。

さて、私はこの間、ずっと「吃音—障害の否定性」を否定するというテーマで考え続け理論化の作業をしてきました。その私の中でも、「吃ってはいけないんだ」という意識性がどうしても消え去りません。最初は、それを自分の自らの思想性の問題—自己変革の未到達さというようなとらえ方をしていました。確かにそういう面もあるのですが、現在の私には、私が吃音者としての傷—トラウマをひきづっているのだと押さえています。私は、まなざしの恐怖や話すことへの恐怖、出会いの恐怖からぬけだせていないのです。まし

て、日常的に吃音者として負のサンクションを現代的にも受け続ける中で、反差別を語る人の中でも負のサンクションを受ける中で、どうして自分の深層心理的な積み上げられた「吃音の否定性」から脱し得るのか、と開き直り的にとらえ直し、なおかつそのことと、実践的理論的に闘い続けることが私の生涯のテーマであると押さえ直しています。

Mちゃんの「体罰」のトラウマ

さて以上の私の体験から、Mちゃんの受けたトラウマを想う時、その傷の大きさを、防御姿勢をとるまでに至った、身（注1）に刻み付けられた傷ということでもとらえた時、その後のMちゃんの「自閉症的な」（と言われる）パニックということの中にも、そのトラウマが影をおとしていたのではないかと、そのこととつながっていたのではないかと、想わざるをえないのです。

そのような想いの中で、なぜ、この裁判官は「軽微である」という結論を出せたのか、と憤りをおぼえてしまうのです。

注1 デカルト以来の近代知の地平は、様々な二分法の中で肉体と精神の二分法をもたらしていて、そういう中で今回のような肉体的な傷だけしかとらえられないというようなことが起きていると押さええます。本文中にトラウマを「精神的」にひきづっているというような書き方をしていますが、厳密にたてれば、身体的にひきづっていると書く問題です。そこでこそ、身体反応としての防御姿勢を押さええます。

2 オペラントというのは、開発的な条件反射と言われています。すなわち、ハプロフの条件反射は既に完了していることに条件づけていくことに対して、オペラントとは開いて行く条件反射づけと押さええます。このような条件づけは、動物実験をベースにした行動療法として、アメリカでは、極めて制限的に慎重におこなわれていると指摘されています。

3 そもそも、被告側は今事件を偶発的に起きたことで、「体罰」ではないと言い張り、まずし、石井理論でも自分の「叩き法」は「体罰」ではないと主張しています。石井聖理論は、「体罰」がハプロフ的な面が強い条件付けなのに対して、オペラント的な条件付けであるという違いだけだと指摘できます。K保母の主張は嘘で塗り固められています。それは、被告自身の陳述書を読めば、明らかになります。K保母の陳述書からは、日常的な「体罰」と強制的指導が導き出されます。

4 差別ということをボクシングのダメージになぞらえることには抵抗があります。ボクシングというのは、勝敗一優劣を争う各闘技で、それになぞらうことが、被差別者がそもそも差別される原理である、競争原理に参加するというニュアンスで語っていくことになるからです。しかし、闘う意欲の消失ということではなくて、差別ということが生きる意欲自体を喪失させていくという意味でのダメージとしてとらえ直したいと、あえて譬え

話として展開します。

5 私の場合も、中学時代に授業で自分が吃って本を読んでいた、ふと顔をあげた時、教師がニタニタ笑っていた、その時の笑い顔が私の脳裏に刻まれています。その教師が、戦争に行って三半器官を傷つけられたという話をしていたから、そのショックはなおさらでした。先ほどの「早く話せ」「詰まらないで話せ」と言われる場合でも、その相手が最初から差別的な人ならば、さほどのショックは受けません。その人が反差別に関わっている（と想っていた）人であるというところで、より傷つきます。

6 この小説は、吃音者で在日朝鮮人である作家が、もうひとつ家父長制的父親の暴力的支配という、3つの被差別のテーマをからめた秀作です。

7 よく自殺という言い方がされますが、死へ追い込まれて行くという性格をとらえる時、「自殺」という言葉にわだかまりを感じます。むしろ「自死」という表現の方が適当ではないかと。